

9 農業農村整備事業（公共）

【212, 939（212, 939）百万円】

対策のポイント

「農地」と「水」を最大限に活用し、農業生産力の強化と、安心・安全な農村づくりを実現します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、農地集積の加速化や農業の高付加価値化等による我が国農業の体質強化、農業水利施設の改修・整備等による「震災に強い農林水産インフラの構築」を目指すこととしています。
- ・農地集積を加速化するに当たっては、不整形、区画狭小などの未整備農地が経営規模拡大の障害となっています。また、整備済み水田（全体の約6割）においても、その3分の1は排水不良であり、麦・大豆の生産に不可欠な排水改良が今後とも必要です。
- ・農業水利施設の保全管理・整備については、厳しい財政状況の下で、ストックマネジメントの導入による長寿命化や地域ニーズに応じた弾力的な整備等コスト縮減を図りつつ実施してきていますが、年間500程度の基幹的農業水利施設が耐用年数を超過しており、特に、総資産額7.7兆円の国営造成施設については、老朽化のため早期の改修が必要な施設が今後10年間に2兆円に達する見込みです。また、施設の老朽化に伴い、突発事故件数も増加傾向にあることから、引き続き、施設の防災・減災対策を推進する必要があります。
- ・また、東日本大震災の教訓を踏まえ、農業水利施設の耐震化対策や、地域コミュニティを尊重した地域資源の保全管理などによる安心・安全な農村づくり、地産地消型の農村エネルギー社会の構築に取り組みます。

政策目標

- 土地利用型農業について、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す（平成28年度）
- 基幹的水利施設の適時適切な補修や更新等を通じた全国約170万haの水田及び約40万haの畑への用水の安定供給
- 湛水被害等の災害が発生するおそれのある農用地を約10万ha減少（平成27年度）

<主な内容>

1. 担い手への農地集積を促す基盤づくりの推進

（1）農地の大区画化・汎用化や農業水利施設の整備の推進

大規模経営体が大宗を占める構造の実現に資するため、土地利用型農業の経営規模拡大に不可欠な農地の大区画化・汎用化や農業水利施設の整備を推進します。

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業（公共）25, 318（26, 209）百万円

補助率：1／2等

事業実施主体：都道府県、事業指定法人

国営農地再編整備事業等（公共）8, 646（8, 290）百万円

国庫負担率：2／3等

事業実施主体：国

(2) きめ細かな基盤整備による農業の体質強化（関連施策）

すでに農地の区画が整備されている地域等において、畦畔除去等による区画拡大や老朽施設の更新等をきめ細かく実施します。

農業体質強化基盤整備促進事業	22,000(0)百万円
補助率：定額、1/2等	
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者等の組織する団体（土地改良区等）	

2. 農業水利施設の防災・減災対策の強化

(1) ため池等の農業水利施設の耐震化対策の推進

東南海・南海地震等の、大規模地震のおそれの高い地域におけるため池等の農業水利施設に関して、災害の未然防止のための耐震化対策を実施します。

国営総合農地防災事業（公共）	16,743(16,971)百万円の内数
国庫負担率：2/3等	
事業実施主体：国	
震災対策農業水利施設整備事業（公共）	2,382(0)百万円
補助率：1/2等	
事業実施主体：都道府県、市町村	

(2) 国営造成施設における迅速な応急対策等を通じた用水の安定供給の確保

国が造成した基幹的水利施設の突発事故に対する二次被害の防止、軽減のための迅速な応急対策を実施するとともに、畑地かんがい用水を含めた農業用水の安定供給を確保します。

国営かんがい排水事業〔国営施設応急対策事業費を含む〕（公共）	116,159(113,381)百万円
国庫負担率：2/3等	
事業実施主体：国	

※ 防災対策のうち、農地の湛水被害等が周辺の公共施設にも及ぶおそれのある地域等における排水路の整備等については、日本再生重点化措置枠として、重点的に支援します。

（日本再生重点化措置「集中豪雨等による災害防止対策」）

3. 新たな主体による「農地」・「水」のリスクマネジメントの推進（関連施策）

(1) 水路の長寿命化等高度な保全管理への取組の強化

地域コミュニティを活用した水路等の保全管理、長寿命化等の高度な取組を支援するとともに、広域で地域資源の保全管理を行うなどの多様な体制を整備します。

農地・水保全管理支払交付金	24,695(21,159)百万円
うち 向上活動支援交付金（拡充）	6,175(4,740)百万円
補助率：定額	
事業実施主体：地域協議会、農業者等の組織する団体 等	

(2) きめ細かな基盤整備による農業の体質強化（再掲）

4. 小水力等再生可能エネルギーの導入促進（その他施策）

農村地域において、農業水利施設を活用した地域主導での小水力発電等の整備推進を行うため、民間団体等の専門的ノウハウを活用した調査設計、低コスト発電施設の導入に向けた実証等を実施します。

小水力等農村地域資源利活用促進事業	692(0)百万円
補助率：定額、1/2等	
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体	

1及び3の事業	農村振興局農地資源課	(03-3502-6256(直))
2の事業	農村振興局水資源課	(03-3502-6232(直))
4の事業	農村振興局農村整備官	(03-3502-6098(直))